

告 示

埼玉県告示第千五百十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

永田 善之	藤本 定一	倉田 原哉	村上 結香	鈴木 純子	医師の氏名
聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしてく機能障害	平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしてく機能障害、肢体不自由	平衡機能障害、音声・言語機能障害、肢体不自由	視覚障害	平衡機能障害、音声・言語機能障害、肢体不自由	指定障害区分
耳鼻咽喉科	内科・リハビリテーション科	脳神経外科	眼科	リハビリテーション科	診療科名
独立行政法人国立病院機構埼玉病院	医療法人啓仁会所沢ロイヤル病院	医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	医療法人社団博翔会桃園北本病院	医療機関の名称
和光市諏訪二一一	所沢市北野三一一一	上尾市柏座一一一十	上尾市柏座一一一十	北本市深井三一一七十五	医療機関の所在地
令和五年十二月十一日	令和五年十二月十一日	令和五年十二月十一日	令和五年十二月十一日	令和五年十月一日	指定年月日

上宮 奈穂子	齊藤 厚志	公平 勇二	村越 薫	橋出 秀清	今村 健太郎
肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	平衡機能障害、音 声・言語機能障害、 肢体不自由	そしやく機能障害、 肢体不自由
脳神経外科	脳神経外科・リハ ビリテーション 科	整形外科	整形外科	リハビリテーシ ョン科	リハビリテーシ ョン科
医療法人財団明理会 イムス富士見総合病院	医療法人社団協友会 八潮中央総合病院	医療法人勇誠会こうゆう クリニック	医療法人至誠会仁クリニ ック	医療法人蒼龍会武蔵嵐 山病院	医療法人泰一会和光リ ハビリテーション病院
富士見市鶴馬千九百六 十七―一	八潮市南川崎八百四十 五	戸田市新曾千九百三十 五―三	吉川市保五百八十七― 一	東松山市上唐子千三百 十二―一	和光市中央二―六―七 十五
令和五年十二月十一日	令和五年十二月十一日	令和五年十二月十一日	令和五年十二月十一日	令和五年十二月十一日	令和五年十二月十一日

梶野 一徳	根本 一彦	三澤 英央
肝臓機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	じん臓機能障害
内科	外科	腎臓内科
台病院 特定医療法人橘会みずほ	吉川中央総合病院 医療法人社団協友会	医療法人三和会東鷺宮病院
九一五 富士見市西みずほ台二一	吉川市平沼百十一	久喜市桜田二一六一五
令和五年十二月十一日	令和五年十二月十一日	令和五年十二月十一日